

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年6月10日

北秋田市長 津谷 永光

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙1のとおり
- 2 縦覧場所
北秋田市産業部農林課及び北秋田市ホームページ
(<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>)
- 3 本公告により、北秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(別紙 1)

経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	経営管理権 の終期	備考
R8-1	北秋田市阿仁根子字沢口長根 111-1	111-14	山林	2046. 3. 31	
	北秋田市阿仁根子字沢口長根 111-1	111-15	山林	2046. 3. 31	
R8-2	北秋田市阿仁小様字小様 68-1	16-804	山林	2046. 3. 31	
R8-3	北秋田市阿仁幸屋字松木沢 2-10	63-23	山林	2046. 3. 31	
	北秋田市阿仁幸屋字菅ノ沢 49-1	64-63	山林	2046. 3. 31	
	北秋田市阿仁幸屋字菅ノ沢 49-1	64-65	山林	2046. 3. 31	
	北秋田市阿仁幸屋字様ノ下 20	71-63	山林	2046. 3. 31	
	北秋田市阿仁幸屋字様ノ下 19-1	71-63-1	山林	2046. 3. 31	